令和3年第1回羅臼町議会定例会(第3号)

令和3年3月16日(火曜日)午前10時開会

〇議事日程

N 11W 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -					
	日程第	1	議案第	5号	令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
					予算の訂正について
	日程第	2	議案第	3号	令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
	日程第	3	議案第	4号	令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
					算
	日程第	4	議案第	5号	令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
					予算
	日程第	5	議案第	6 号	令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
					補正予算
	日程第	6	議案第1	3 号	羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙活動の公
					費負担に関する条例制定について
	日程第	7	議案第1	4号	羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示板の設置に関
					する条例の一部を改正する条例制定について
	日程第	8	議案第1	5号	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関す
					る条例の一部を改正する条例制定について
	日程第	9	議案第1	7号	羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する
					条例制定について
	日程第1	0	議案第1	8号	羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業
					の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改
					正する条例制定について
	日程第1	1	議案第1	9号	羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ
					スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
					予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法
					に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定につい
					て
	日程第1	2	議案第2	0号	羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並
					びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
					and a first of the

準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

日程第14 予算審查特別委員会付託議案審查結果報告

議案第7号から議案第12号、及び議案第16号

7 一括

日程第15 発議第1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件

〇出席議員(9名)

議長 10番 佐藤 晶君 副議長 9番 小野 哲 也 君

1番 加 藤 勉 君 3番 髙 島 讓 二 君

4番 井 上 章 二 君 5番 坂 本 志 郎 君

6番 松 原 臣 君 7番 村 山 修 一 君

8番 鹿 又 政 義 君

〇欠席議員(1名)

2番 田 中 良 君

〇地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 湊屋 副町 長 川端達也君 稔 君 和田宏一君 教 育 長 監 査 委 員 松 田 眞佐都 君 総務課長本見泰敬君 企画振興課長 八幡雅人君 税務財政課長 対 馬 憲 仁 君 税務排政課長補佐 飯島 東君 保健福祉課長 太田洋二君 環境生活課長 松 﨑 博 幸 君 福田一輝君 洲崎久代君 福祉·介護担当課長 保健・国保担当課長 産業創生課長 大 沼 良 司 君 まちづくり担当課長 石 崎 佳 典 君 建設水道課長 佐野健二君 学 務 課 長 平田 充 君 社会教育課長 野田泰寿君 社会教育課長補佐 湊 慶介君 図書館長 菊地 理恵子君 会計管理者 仙福聖一君

〇職務のため議場に出席した者

議会事務局長 鹿 又 明 仁 君 議会事務局次長 長 岡 紀 文 君

午前10時00分 開会

◎開議宣告

〇議長(佐藤 晶君) おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

②日程第 1 議案第 5 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療 事業特別会計補正予算の訂正について

○議長(佐藤 晶君) 日程第1 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端 達也君) 3月5日開会の第1回羅臼町議会定例会に上程させていただきました内容に一部誤りがございましたので、訂正させていただき、おわび申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内容につきましては、議案9ページでございます。

議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の第1条でありますが、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,318万2,000円とする。」と記載し説明させていただきましたが、「8万8,000円の減額」の箇所を「8万8,000円の追加」に訂正させていただきたいと思っております。

なお、文言の訂正だけでありまして、そのほかに合計金額などには影響がございません ので、どうぞよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(佐藤 晶君) お諮りします。

日程第1 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の 訂正について許可することに御異議ありませんか。

(「あり」と呼ぶ者あり)

- ○議長(佐藤 晶君) 異議あるということなので、質疑を許します。
- **〇6番(松原 臣君)** 今回の提出された議案について間違っていたということで、説明

は追加でしたというお話聞いて、それで間違いないか。

それと、この頃、参考資料でも間違いがあるので、特に定例会で提出されるものについては慎重に提出していただきたいと、お願いをしたいと。反対という意味ではない。非常に、この頃、定例会で必ずあるものですから、ぜひ、その点、幹部の方には緊張して、議案提出には慎重に行っていただきたいと思います。

- 〇議長(佐藤 晶君) 副町長。
- **○副町長(川端 達也君)** 前段の減額と追加については、追加ということで間違いありませんのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、今、指摘がございました訂正、議案のミスということにつきましては、今後十分に気を付けて対応していきたいと思いますし、特に議案の訂正についてはないようにしていきたいと思いますので、今後も注意していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) ほかにありませんか。

この採決は、起立によって行います。

日程第1 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の 訂正について、許可することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の訂正については、許可することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第3号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

〇議長(佐藤 晶君) 日程第2 議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第3号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 議案第4号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業 特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第4号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計 補正予算は、原案のとおり可決されました。

②日程第4 議案第5号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者 医療事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第5号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会 計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第6号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療 所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第6号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第13号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する 条例制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第13号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第13号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号 羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の 設置に関する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第14号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター 掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部 を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第14号羅臼町議会議員の選挙におけるポスター掲示場の 設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

— 7 —

これから議案第15号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を 改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第17号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例 の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第17号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を 改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第18号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定す ることに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第18号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第19号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型 介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に係る基準に関する条例の一部を改正する 条例制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

質疑ありませんか。

議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決

定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第19号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定に ついては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第20号 羅臼町指定居宅介護保険事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第20号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定 に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第20号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第21号町道路線の廃止及び認定について審議 いたします。 提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第21号町道路線の廃止及び認定については、原案のと おり可決されました。

◎日程第14 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

〇議長(佐藤 晶君) 日程第14 予算審査特別委員会に付託をいたしました3月8日の一括上程に係る議案第7号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第16号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件についての審査結果報告を求めます。

予算審查特別委員会委員長、松原臣君。

〇予算審査特別委員長(松原 臣君) 予算審査特別委員会委員長報告。

予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第7号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第16号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告いたします。

本委員会は、3月8日の本議会において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、令和3年度一般会計予算ほか6件について3月11日から12日及び15日までの3日間にわたり慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、令和3年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並 びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり決定いたしまし た。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といた

します。

令和3年3月16日、予算審査特別委員会委員長、松原臣。 以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) 委員長の報告が終わりました。

この予算審査特別委員会は、議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略いたします。

これから議案第7号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第16号羅臼町介護 保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件について一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号から議案第16号までの7件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第7号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第16号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する 規則制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第15 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規 則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙島譲二君。

○3番(髙島 譲二君) 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第13 条の規定により提出する。

令和3年3月16日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、髙島譲二。

賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく田中良、同じく加藤勉。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則。

改正理由であります。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一

環として、出産、育児、介護など、議員として活動するにあたっての諸要因を排除するため、育児、介護などの議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の 観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「事項」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中、「議員」を「前項の規定にかかわらず議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして」に改める。

第87条第1項中、「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「氏名及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者、法人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名または記名押印しなければ」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

なお、新旧対照表を配布しておりますので、後ほど御参照願います。

以上でございます。

〇議長(佐藤 晶君) 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

井上議員。

- **〇4番(井上 章二君)** 第87条、その請願者の住所、請願者の氏名は削除していいのですか。個人の場合の氏名。
- 〇議長(佐藤 晶君) 暫時、休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

〇議長(佐藤 晶君) 再開いたします。

髙島譲二君。

- **○3番(高島 譲二君)** 第87条には請願者が署名または記名押印しなければならないとなっておりますので、署名が必要になってまいります。
- 〇議長(佐藤 晶君) いいですか。

ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決 定いたしました。

◎閉会宣告

〇議長(佐藤 晶君) 以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員